○神戸学院大学教育後援会会則

昭和45年4月13日
制定
改正　昭和50年4月11日
昭和51年4月10日
昭和52年4月9日
昭和53年4月10日
昭和62年4月1日
1990年4月1日
1993年4月1日
1998年4月1日
2006年4月1日
2007年7月8日
2010年4月1日
2012年4月1日
2014年4月1日
2015年5月17日
2016年5月22日
2018年5月20日
2019年5月26日
2020年5月24日
2024年5月19日

第1条　本会は、神戸学院大学教育後援会と称し、本部を神戸学院大学内に置く。

第2条　本会は、神戸学院大学の教育活動の発展に寄与することを目的とする。

第3条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　教育上必要な家庭との連絡

(2)　学生の厚生並びに課外活動に対する援助

(3)　その他必要なこと

第4条　本会は、正会員と賛助会員から成る。

第5条　正会員は、次の者とする。

(1)　本学の学部に在学する者のすべての父母、あるいはそれに代わる保証人

第6条　賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者で、役員会が承認した者とする。

第7条　役員会は、第8条の(1)から(6)までの役員で構成する。

第8条　本会の役員及びその選出方法は、次のとおりである。

(1)　会長　1名

役員会で本条第4号に基づく委員から選出する。

(2)　副会長　3名

選出方法は前号と同じ。

(3)　監査　2名

選出方法は前号と同じ。

(4)　委員　10名程度

第5条の正会員から会長が委嘱する。

(5)　幹事　1名

学生支援センター事務部長

(6)　会計　1名

財務経理グループ長

2　この会に名誉顧問を置くことができる。

3　名誉顧問は、学長、各学部長、大学事務事務局長ほか、大学関係者で特に必要と認める者とする。

第9条　役員の任務は、次のとおりである。

(1)　会長　本会を代表し、会務を総括する。

(2)　副会長　会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

(3)　監査　本会の会計並びに収支決算を監査する。

(4)　委員　本会運営の評議に当る。

(5)　幹事　会務を処理する。なお役員会の評議に加わるが表決権はない。

(6)　会計　本会の会計事務を掌る。

(7)　名誉顧問　会長の諮問に答え、あるいは助言を与える。

第10条　役員の任期は、1か年とする。ただし、再選は妨げない。

第11条　本会は毎年1回総会を開く。なお会長が必要と認めたとき、又は役員会の決議により、臨時総会を開くことができる。

2　総会の議長は、会長がこれに当り、その議事は、出席者の過半数をもって決する。

3　総会は、会則の制定及び改廃、収支予算及び決算並びにその他の重要事項につい

て議決し、かつ、会務及び会計の報告を受け、これを承認する。

第12条　本会に役員会を置く。

2　役員会は、会長、副会長、監査、委員、幹事、会計をもって構成し、会長が議長となる。

3　役員会は原則として年2回以上開催し、その議事は、出席者の過半数をもって決定する。

4　役員会は、次の事項を審議し、本会の運営を担当する。

(1)　事業計画案及び、予算案並びに決算書案の作成

(2)　会則の制定案又は改廃案の作成

(3)　会則を除く諸規定並びに内規等の制定及び改廃

(4)　会長、副会長及び監査の選任

(5)　その他の必要な事項

第13条　本会に三役会を置く。

2　三役会は、会長、副会長、監査、幹事、会計をもって構成し、会長が議長となる。

3　三役会は原則として年3回以上開催し、その議事は、出席者の過半数をもって決定する。

4　三役会は、次の事項を審議し、本会の運営を担当する。

(1)　事業計画案及び、予算案並びに決算書案の作成

(2)　事業計画の実施

(3)　会則の制定案又は改廃案の作成

(4)　会則を除く諸規定並びに内規等の制定及び改廃

(5)　会長、副会長及び監査の推薦

(6)　その他の会務の執行に関する事項

第14条　入会金及び年会費の金額、並びに納入方法は、次の通りとする。

(1)　正会員の入会金は、5,000円とする。

(2)　正会員の年会費は、5,000円とする。

(3)　賛助会員は、年額1口10,000円以上とし、本会に納入する。

(4)　正会員の入会金は、入学時納入金(入学金等)とともに納入しなければならない。

(5)　正会員の年会費は、毎学年度始めの学費とともに納入しなければならない。

(6)　既に納付された入会金及び年会費は、返還しない。

第15条　本会は有志の寄付を受けることができる。

附　則

この会則は、昭和45年4月13日から施行する。

附　則(昭和50年4月11日)

この会則は、昭和50年4月11日から施行する。

附　則(昭和51年4月10日)

この会則は、昭和51年4月10日から施行する。

附　則(昭和52年4月9日)

この会則は、昭和52年4月9日から施行する。

附　則(昭和53年4月10日)

この会則は、昭和53年4月10日から施行する。

附　則(昭和62年4月1日)

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則(1990年4月1日)

この会則は、1990年4月1日から施行する。

附　則(1993年4月1日)

この会則は、1993年4月1日から施行する。

附　則(1998年4月1日)

この会則は、1998年4月1日から施行する。

附　則(2006年4月1日)

この会則は、2006年4月1日から施行する。

附　則(2007年7月8日)

この会則は、2007年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2010年4月1日)

この会則は、2010年4月1日から施行する。

附　則(2012年4月1日)

この会則は、2012年4月1日から施行する。

附　則(2014年4月1日)

この会則は、2014年4月1日から施行する。

附　則(2015年5月17日)

この会則は、2015年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第8条(4)①については2016年4月1日から適用する。

附　則(2016年5月22日)

この会則は、2016年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2018年5月20日)

この会則は、2018年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2019年5月26日)

この会則は、2019年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2020年5月24日)

この会則は、2020年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2024年5月19日)

この会則は、2025年4月1日から施行する。